

大西洋まぐろ類保存国際委員会（ＩＣＣＡＴ）
International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

１９６６年５月１４日 日本署名
 １９６７年８月２４日 日本批准
 １９６９年３月２１日 発効
 事務局：マドリッド（スペイン）

- 1 目的
 条約水域（大西洋全水域）における高度回遊性魚種（まぐろ、かつお、かじき類）の資源管理
- 2 設立条約
 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約
 (International Convention for the Conservation of Atlantic Tunas)
- 3 加盟国（４６カ国＋ＥＣ、台湾）
 日本、ＥＣ、米国、カナダ、ブラジル、中国、南アフリカ等
- 4 対象水域 大西洋全水域（含む地中海）
- 5 対象魚種 まぐろ、かつお、かじき類
- 6 主な規制・保存管理措置
 (ア) 魚種別の保存管理措置

① クロマグロ

 i) 東大西洋（地中海を含む）クロマグロ

【漁獲規制】総漁獲可能量（ＴＡＣ）

単位：トン

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
総漁獲可能量	29,500	28,500	22,000	19,950	18,500
うち日本	2,515.82	2,430.54	1,871.44	1,696.57	
ＥＣ	16,799.55	16,210.75	12,406.62	11,237.59	
モロッコ	2,824.30	2,728.56	2,088.26	1,891.49	
チュニジア	2,333.58	2,254.48	1,735.87	1,573.67	
アルジェリア	1,511.27	1,460.04	1,117.42	1,012.13	

※１ ２０１１年以降の国別割当は２０１０年に検討。

※２ ２０１０年以降のＴＡＣは、必要に応じて見直し。

【禁漁期】

はえ縄	
北東海域 ※	2月 1日～ 7月31日（6ヶ月）
その他の海域	6月 1日～ 12月31日（7ヶ月）
まき網	6月15日～ 4月15日（10ヶ月）

※ 西経１０度以西、北緯４２度以北の東大西洋海域

【蓄養の管理】

- 畜養場へ活け込む魚の量等の確認のため、まき網漁船及び畜養場へのＩＣＣＡＴオブザーバーの義務化。
- 生け簀への移し替えに際し、水中ビデオカメラによる記録とモニタリングが義務化。

ii) 西大西洋クロマグロ

以下の規制を含む、複数年資源管理措置を実施。

【漁獲規制】総漁獲可能量（TAC）

単位：トン

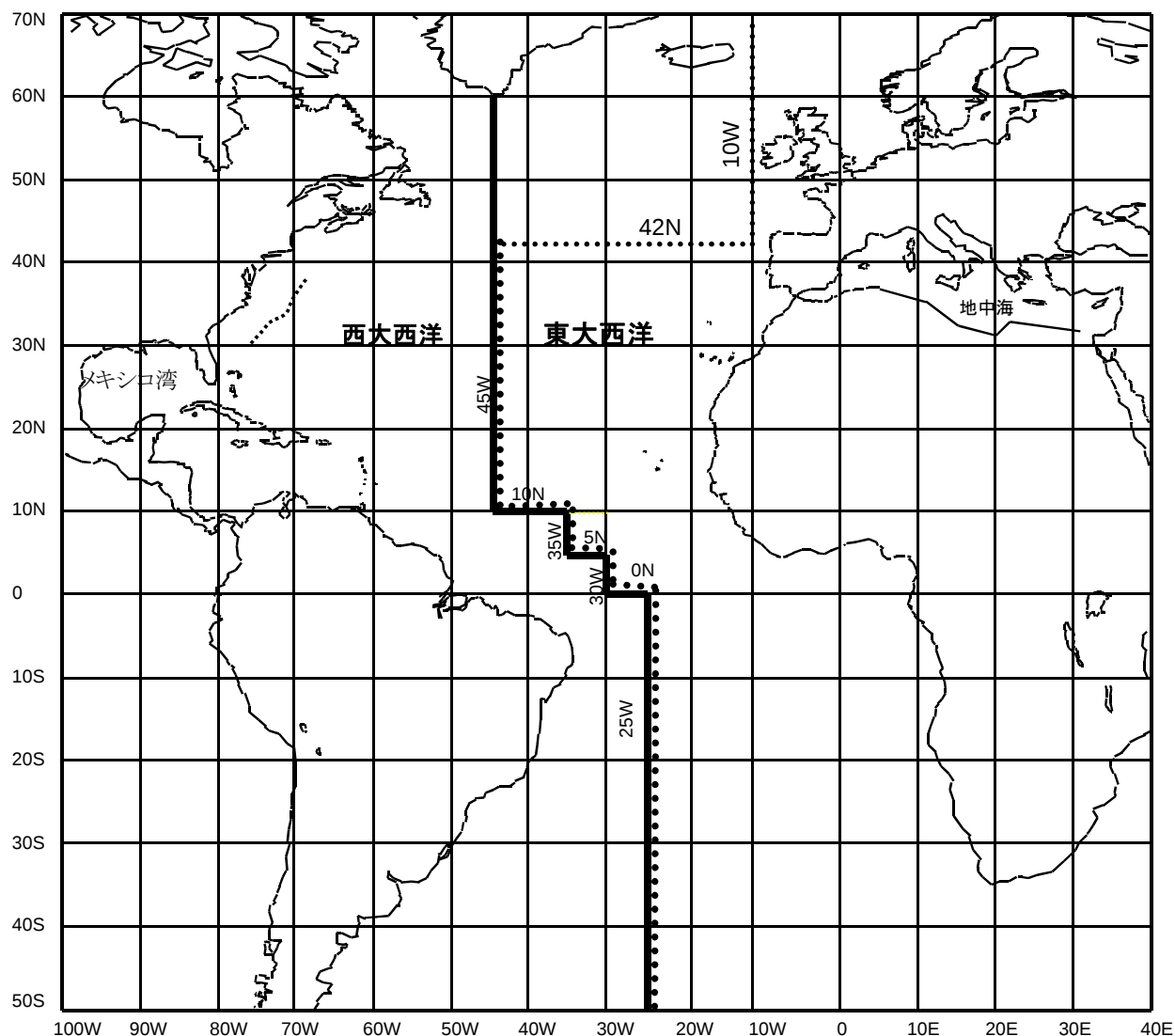
	2009年	2010年	参考2008年
総漁獲可能量	1,900	1,800	2,100
うち日本	329.79	311.02	380.47
米国	1,009.92	952.44	1,190.12
カナダ	417.29	393.54	496.41

(イ) 漁獲証明制度

クロマグロについて、保存管理措置の履行をサポートし、起源を明確にするため、漁獲から消費国に至る全ての段階の情報を記録し、その情報を政府が確認の上認証し、漁獲物に添付する制度。2008年より実施（我が国は2008年6月より開始）されており、例えば、以下の内容が確認されている。

- 漁獲物が漁船・畜養ポジティブリスト制度によるポジティブリスト掲載船・畜養施設の漁獲物かどうか。
- 漁獲量が漁獲枠の範囲に納まっているかどうか。

大西洋クロマグロ操業管理



* 東大西洋クロマグロのはえ縄漁船の禁漁対象水域は、点線よりも東側である。